

Ⅱ

社会福祉施設・事業者等に対する指導検査の結果

1 新型コロナウイルス感染症への対応

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえ、十分な感染防止対策を前提として、利用者の安全安心を確保しつつ指導検査を実施しました。そのため、例年と同規模の検査は実施できませんでしたが、一方で、施設の運営や利用者の処遇に重大な問題が発生した場合などには、迅速に体制を整え検査を実施しました（詳細は、各種別の章をご参照ください。）。

（1）指導検査の実施

発出された国事務連絡の趣旨を踏まえ指導検査を実施し、その結果、一部の施設等の指導検査について、中止若しくは延期としました。

なお、一部の種別については、実地指導に代えて、書面による運営状況等の確認を行い、指導を行いました。

実地検査に当たっては、以下の点に留意し、検査を実施しました。

- ・ 検査員の検温、健康観察
- ・ 検査時のマスク着用、手指消毒の徹底
- ・ 検査員の人数抑制、検査時間の短縮
- ・ 検査会場スペースの確保及び換気等の協力依頼

（2）集団指導及び講習

従来、集合形式による講義にて実施していた集団指導や講習について、動画配信による講義及びホームページへの資料等の掲載を行い、一部の種別については、アンケートをWeb上で回収しました。

2 社会福祉法人

社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うことを目的として」（社会福祉法第22条）設立された特別な法人です。社会福祉事業の経営主体は多様化する傾向がありますが、社会福祉法人は依然としてその「主たる担い手」（社会福祉法第24条）として重要な位置を占めています。

社会福祉法人数は、昭和26年に社会福祉事業法の制定によりその制度が創設されて以来、年々増加を続けており、東京都管内では令和4年4月1日現在で1,083法人となっています。

社会福祉法人数の推移

（年度当初数。社会福祉協議会を含む。）

年 度	平成 元	平成 10	平成 20	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4
法人数	629	760	982	1,073	1,080	1,080	1,083

社会福祉事業の利用形態は、行政による措置から事業者と利用者との契約へと移行が進んでいます。このため、社会福祉法人は創意工夫により自主的に経営基盤の強化を図ることが求められています。

一方、税制上の優遇措置や補助金等の公費が投入される公益性の極めて高い法人であることから、経営の透明性を確保することが特に求められています。

このため、社会福祉法人に対する指導検査は、評議員会及び理事会の適正な開催や予算・決算、財産の状況の確認などを中心に、社会福祉法第58条を踏まえた運営指導と連携しながら社会福祉法第56条の規定に基づいて行っています。

なお、社会福祉法人の所轄庁は以下のようになっています。

（単位：法人）

所轄庁	令和2年 4月1日	令和3年 4月1日	令和4年 4月1日
厚生労働大臣	30	29	29
東京都知事	323	324	327
特別区長・市長	727	727	727
合 計	1,080	1,080	1,083

(1) 令和3年度 検査実施状況

社会福祉法人については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、一部の施設（全体の4.6%に当たる15法人）に対して実地検査を行いました。

（単位：法人）

対象数(a)	実地検査数(b)	うち文書指摘 法人数	実施率(b/a)
324	15	10	4.6%

※対象数、実地検査数及び文書指摘法人数については、国及び区市所管の社会福祉法人を含みません。
※今年度より、都所管の社会福祉協議会を対象数に含めます。

(2) 主な指摘事項

実地検査を行った15法人のうち、10法人が何らかの文書指摘を受けています。

指摘の具体事項例	文書指摘 法人数
➤ 理事長及び業務執行理事（設置する場合）が、理事会において、3か月に1回以上（又は定款の規定により毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）職務執行に関する報告をしていないので、是正すること。 ◇ 定款では、「理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない」と定めているにもかかわらず、理事長の報告が理事会へ行われていない。 （社会福祉法第45条の16第3項、指導監査実施要綱Ⅰ-6-(1)-4）	2
➤ 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項が規定されていないので、是正すること。 ◇ 社会福祉法人の理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めなければならない。 （社会福祉法第45条の35第1項、社会福祉法施行規則第2条の42、指導監査実施要綱Ⅰ-8-(1)）	2

➤ 作成すべき附属明細書が作成されていないので、是正すること。 ◇ 社会福祉法人は、決算附属明細書として国庫補助金等特別積立金明細書を作成しなければならないが、令和2年度決算において国庫補助金等特別積立金明細書を作成していない。 (社会福祉法人会計基準第30条、社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い25、指導監査実施要綱Ⅲ-3-(5)-2)	2
➤ 会計処理の基本的取扱いに合わない会計処理を行っているので、是正すること。 ◇ 社会福祉法人は、社会福祉法人会計基準で定められた会計処理の基本的取扱いに従い計算書類を作成しなければならないが、法人単位の計算書類(各号第1様式)においてすべての内部取引が消去されていなければならないが、令和2年度法人単位資金収支計算書並びに法人単位事業活動計算書において、内部取引である拠点区分間繰入金収入及び拠点区分間繰入金支出等が計上されている。 (社会福祉法人会計基準第11条、第18条、第24条及び第28条、社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い6、指導監査実施要綱Ⅲ-3-(3))	2
➤ 把握された注記すべき事項が注記されていないので、是正すること。 ◇ 社会福祉法人は、計算書類において、その内容を補足するために、法人全体及び拠点区分毎に注記すべき事項を注記しなければならないが、法人全体の注記事項のうち「関連事業者との取引の内容」について、当該社会福祉法人の常勤の役員として報酬を受けている者との取引があるにも関わらず、注記されていない。 (社会福祉法人会計基準第7条及び第29条、指導監査実施要綱Ⅲ-3-(5)-1、社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い22、社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項25)	2
➤ その他 ◇ 理事に委任されている範囲が理事会の決定において明確に定められていないので、是正すること。 ◇ 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が定款等で定めた報酬等の額と整合が取れていないので、是正すること。 ◇ 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること。 ◇ 監事の選任手続において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。 ◇ 評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。 ◇ 議事録の必要事項が記載されていない又は不十分であるので、是正すること。等	44 (延べ)
合計(延べ)	54

【根拠法令等】

- * 社会福祉法
＝昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」
- * 社会福祉法施行規則
＝昭和26年6月21日厚生省令第28号「社会福祉法施行規則」
- * 指導監査実施要綱
＝平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」
- * 社会福祉法人会計基準
＝平成28年3月31日厚生労働省令第79号「社会福祉法人会計基準」
- * 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い
＝平成28年3月31日雇児総発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」
- * 社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項
＝平成28年3月31日雇児総発0331第7号、社援基発0331第2号、障障発0331第2号、老総発0331第4号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」

(3) 指導事例

(補正予算の編成が必要と認められる、軽微な範囲とは言えない乖離について、補正予算が編成されていないので、是正すること。)

- 社会福祉法人は、全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行うこととし、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成しなければなりません。
- しかしながら、東京都が実地検査を行った法人において、長期運営資金借入金償還金支出が、予算との差異が1億円を超えているにも関わらず、補正予算を作成していなかった事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、必要に応じて補正予算を編成し、当該予算に基づいて事業活動を行うよう指導しています。

【根拠法令等】

- * 平成28年3月31日雇児総発0331第7号、社援基発0331第2号、障障発0331第2号、老総発0331第4号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」2(2)
- * 平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」Ⅲ-3-(3)-3

(契約を適正な方法により行っていないので、是正すること。)

- 社会福祉法人における契約は、合理的な理由により一般競争入札に付すことが適当でないと認められる場合については随意契約によることができます。ただし、随意契約を行う場合については、その理由について稟議書等で明確にしたうえで、権限者の承認を得るなどして、契約の透明性の確保について留意しなければならないとされています。
- しかしながら、東京都が実地検査を行った法人において、随意契約で契約締結している案件について、随意契約を行う理由が不明確であった事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、随意契約を行う合理的な理由を稟議書等で明確にしたうえで、権限者の決定を得るなどして、契約の透明性の確保に留意するよう指導しています。

【根拠法令等】

- * 平成28年3月31日雇児総発0331第7号、社援基発0331第2号、障障発0331第2号、老総発0331第4号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」1-(4)
- * 平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」Ⅲ-3-(2)-1
- * 平成29年3月29日雇児総発0329第1号、社援基発0329第1号、障企発0329第1号、老高発0329第3号「社会福祉法人における入札等の取扱いについて」1-(3)

3 介護保険施設

(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、常時介護が必要で、かつ在宅介護が困難な要介護者に対して、日常生活上の必要なサービスを提供する施設で、都内に540施設あります（地域密着型介護老人福祉施設を除く）。そのうち東京都は、360施設を対象に、老人福祉法第18条及び介護保険法第24条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

なお、区市が所轄する社会福祉法人が運営する介護老人福祉施設については、都と区市とで役割分担しながら、実地指導を実施しています。

介護老人保健施設は、症状が安定期にあり、リハビリテーション、看護・介護を中心とした医療ケアを必要とする要介護者が入所・利用する施設で、都内に203施設あります。そのうち東京都は、市町村部に存在する77施設を対象に、介護保険法第24条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

なお、区部に所在する介護老人保健施設については、各区が実地指導を実施しています。

介護療養型医療施設は、比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入院して利用する医療系の介護保険施設で、都内に32施設あります。介護療養型医療施設に対する実地指導は、介護保険法第24条及び(旧)介護保険法第112条に基づいて実施しています。

介護医療院は、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設で、都内に16施設あります。介護医療院に対する実地指導は、介護保険法第24条に基づいて実施しています。

(1) 令和3年度 検査実施状況

ア 実地指導

介護老人保健施設については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、実地指導は行いませんでした。

なお、介護老人福祉施設に対して11件の実地指導（うち、2件は監査）、2件の書面指導を行いました。

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち 文書指摘 施設数	(単位：施設) 実施率 (b/a)
介護老人福祉施設	360	11	2	3.1%
介護老人保健施設	77	—	—	—
介護療養型医療施設	32	—	—	—
介護医療院	16	—	—	—
計	485	—	—	—

※介護療養型医療施設及び介護医療院の対象数には八王子市内の施設を含みます。また、介護療養型医療施設に対する実地指導については、制度発足以来、各施設に対して数回は実施してきたことから、平成20年度以降は集団指導に重点を置いて実施しています。

イ 集団指導

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設、介護医療院に対して、従来の集合研修に代えてホームページに動画と資料を掲載しました。

種別	参加施設数	主な内容
介護老人福祉施設	471	- 運営等に関する基準 - 実地指導において指摘の多い事項 - サービス提供に当たっての留意事項
介護老人保健施設	66	- 運営等に関する基準 - 実地指導において指摘の多い事項 - サービス提供に当たっての留意事項
介護療養型医療施設	24	- 事業運営に関する留意事項 - 指定届、変更届の手續 - 介護報酬の請求事務

介護医療院	16	・事業運営に関する留意事項 ・介護報酬の請求事務
-------	----	---

※介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院は、動画を視聴し、東京共同電子申請・届出サービスにより受講確認書を提出した施設数。

(2) 主な指摘事項

実地指導を行った11施設のうち、2施設が文書指摘を受けています。その2施設では、「入浴等に関し、適切な介護を行うこと。」「介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。」について指摘されています。

(3) 指導事例

介護老人福祉施設

(入浴等に関し、適切な介護を行うこと。)

- 指定介護老人福祉施設における入浴については、1週間に2回以上、入浴させ、又は清しきしなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、1週間に2回以上の入浴又は清しきの実施を確認できない事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、1週間に2回以上、入浴又は清しきを実施し、記録するよう指導を行っています。

【根拠法令等】

- *平成24年3月30日東京都条例第41号「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第21条
- *平成24年11月16日24福保高施第1468号「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領」第4の16
- *平成24年3月30日東京都条例第40号「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」第17条
- *平成24年11月16日24福保高施第1468号「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領」第2の12

(介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。)

- 指定介護老人福祉施設における個別機能訓練加算については、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ師、はり師又はきゅう師を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓練職員、看護職員、介護職員、生活指導員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合であって、個別機能訓練に

関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に介護老人福祉施設の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能である場合に、算定できます。

- しかしながら、東京都の実地指導において、一部の利用者の個別機能訓練に関する記録が、利用者ごとに保管されておらず、また常に当該施設の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能となっていなかったにもかかわらず、個別機能訓練加算を算定していた事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、自主点検を行い、保険者に申告し、その指導に従って返還手続を行うとともに、当該加算対象利用者に自己負担額の返還を行うよう指導を行っています。

【根拠法令等】

*平成12年2月10日厚生省告示第21号「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」別表の1の注12

*平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設サービスに係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について第2の5（14）（第2の4（7）準用）」

（4）介護報酬に係る返還金（介護保険施設）

前記の介護保険施設に対して行った実地指導において判明し、返還請求指示を行った介護報酬額は、16,792円でした。

区分	件数（施設）	金額（円）
介護老人福祉施設	1	16,792
計	1	16,792

※金額は令和4年6月末時点のものです。

4 高齢者施設等

(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅)

介護保険施設を除いた高齢者施設等については、健全な経営の確保、利用者保護及びサービスの質の向上の視点に立って、施設運営の適正化と感染症や食中毒の発生防止など安全対策の徹底に重点を置いて、実地指導を実施しています。

養護老人ホームは、65歳以上であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を区市町村の措置により入所させ、養護するとともに、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う施設で、東京都は27の施設を対象に、老人福祉法第18条第2項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、家庭環境や住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与する施設で、東京都は139の施設を対象に、社会福祉法第70条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

有料老人ホームは、高齢者を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活上の必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与をする事業を行う施設で、東京都は905の施設を対象に、老人福祉法第29条第13項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

サービス付き高齢者向け住宅は、安否確認や生活相談等の生活支援サービスを提供するバリアフリー構造の高齢者向け住宅で、東京都は363か所を対象に、介護保険法第24条及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「住まい法」という。）第24条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

本報告書に記載されているサービス付き高齢者向け住宅の実地指導数は、指導監査部（介護保険法及び住まい法に基づく実地指導）と住宅政策本部住宅企画部（住まい法に基づく実地指導）が合同で実施したものです。

(1) 令和3年度 検査実施状況

ア 実地指導

高齢者施設等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、一部の施設（全体の3.0%に当たる43施設）に対して実地指導を行いました。

なお、養護老人ホームに対して1件、軽費老人ホームに対して1件、サービス付き高齢者向け住宅に対して46件の書面指導を行いました。

（単位：施設）

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
養護老人ホーム ※1	27	1	1	3.7%
軽費老人ホーム ※1	139	1	1	0.7%
有料老人ホーム ※1	905	21	18	2.3%
サービス付き 高齢者向け住宅 ※1 ※2	363	20	7	5.5%
計	1,434	43	27	3.0%

※1 上記の養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅は特定施設入居者生活介護事業（介護予防含む）を含んだ数。

※2 上記のサービス付き高齢者向け住宅の実地指導数は指導監査部と都市整備局住宅政策推進部と合同で実施した数であり、文書指摘数は指導監査部のみの数。

イ 集団指導

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、有料老人ホームに対しては、従来の集合形式に代えてホームページに動画と資料を掲載しました。

種別	参加施設数	主な内容
有料老人ホーム	798	・運営等に関する基準 ・実地指導において指摘の多い事項 ・サービス提供に当たっての留意事項

※動画を視聴し、東京共同電子申請・届出サービスにより受講確認書を提出した施設数。

(2) 主な指摘事項

ア 養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む。)

1施設に対して実地指導を行い、「身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じること」について指摘されています。

イ 軽費老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む。)

1施設に対して実地指導を行い、「事故発生防止担当者を置くこと。」「借入金にかかる会計処理を適正に行うこと。」について指摘されています。

ウ 有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む。)

実地指導を行った21施設のうち、18施設が何らかの文書指摘を受けています。その21施設のうち、17施設が「事故報告を適切に行うこと。」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
➤ 事故報告を適切に行うこと。 ◇ 報告すべき事故について、都又は区市町村に事故報告を行っていない。 (東京都有料老人ホーム設置運営指導指針12(9))	17
➤ 適切な設備管理を行うこと。 ◇ 届出事項に係る変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を都知事に届け出していない。 (老人福祉法第29条第1項及び第2項、老人福祉法施行規則第20条の5、第20条の5の2)	12
➤ 提供したサービスの具体的な内容を記録すること。 ◇ 提供したサービスについて、利用者の心身の状況等をふまえた個別具体的な内容を記録していない。 (都居宅条例第224条、第227条第1項及び第2項、第235条第2項第2号)	7
➤ 特定施設サービス計画を適切に作成すること。 ◇ 必要な情報を得られるよう十分なアセスメントを行い、また、利用者の状態や解決すべき課題等に変化が見られる場合に、見直しを行い、必要に応じて計画の変更がされていない。 (都居宅条例第220条)	7

➤ その他		30 (延べ)
	◇ 介護報酬の算定等について、誤り（不備）があるので、是正すること。 等	
合計(延べ)		73

【根拠法令等】

* 都居宅条例

＝平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

* 都居宅要領

＝平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」

* 東京都有料老人ホーム設置運営指導指針

＝平成14年11月1日14福高施第611号「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針」

* 老人福祉法

＝昭和38年7月11日法律第133号「老人福祉法」

* 老人福祉法施行規則

＝昭和38年7月11日厚生省令第28号「老人福祉法施行規則」

エ サービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護を含む)

実地指導を行った20施設のうち、8施設が文書指摘を受けています。その8施設のうち、6施設が「サービス付き高齢者向け住宅の業務に従事する全ての職員に高齢者虐待防止等に係る研修を実施し、その記録を保存すること。」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘 施設数
➤ サービス付き高齢者向け住宅の業務に従事する全ての職員に高齢者虐待防止等に係る研修を実施し、その記録を保存すること。 ◇ 業務提携先の職員の中に、高齢者虐待防止等に係る研修を受講していることが確認できない職員がいた。 (「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に係る登録事務要領第4条第1項(12)、第5条第2項及び別表「登録要件基準表」その他②、「高齢者の虐待防止策に関する確認書」)	6
➤ 提供したサービスの具体的な内容を記録すること。 ◇ 提供したサービスについて、利用者の心身の状況等をふまえた個別具体的な内容を記録していない。 (都居宅条例第224条、第227条第1項及び第2項、第235条第2項第2号)	2

➤ 特定施設サービス計画を適切に作成すること。 ◇ 計画の作成にあたって、アセスメントやモニタリングを適切に実施し、記録に残していない。 (都居宅条例第220条)	2
➤ 1週間に2回以上、入浴又は清しきを実施すること。 ◇ 年末年始において、1週間に2回以上の入浴又は清しきの実施を確認できない。 (都居宅条例第228条第2項)	1
合計(延べ)	11

【根拠法令等】

* 都居宅条例

＝平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

(3) 指導事例

ア 養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む。)

(人員基準等を遵守した職員配置を行うこと。)

- 養護老人ホームは、生活相談員を常勤換算方法で、入所者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上置かなければならず、加えて、生活相談員のうち、入所者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上を主任生活相談員としなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、配置すべき生活相談員を配置していましたが、そのうち1名以上を主任生活相談員として配置していない事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、1名以上を主任生活相談員として配置するよう、指導を行っています。

【根拠法令等】

* 平成24年3月30日条例第39号「東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」第4条第1項第3号

イ 軽費老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む。)

(事故発生防止担当者を置くこと。)

- 軽費老人ホームにおいては、事故の発生及び再発を防止するための指針の整備、事実の報告及び改善策の周知徹底、定期的な委員会の開催及び定期的な研修等を適切に実施するため、専任の担当者を置かななくてはなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、専任の事故発生防止担当者を置いていない事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、専任の事故発生防止担当者を置くよう、指導を行っています。

【根拠法令等】

*平成24年条例第114号「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」第40条（第31条準用）

(借入金にかかる会計処理を適正に行うこと。)

- 社会福祉法人において、借入金の借り入れ及び償還にかかる会計処理は、借入目的に応じて、各拠点区分で処理しなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、施設建設時の建設資金の借入金を、都市型軽費老人ホーム拠点区分に按分せず、特別養護老人ホーム拠点区分のみに計上している事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、当該借入れについては、都市型軽費老人ホーム拠点区分においても「設備資金借入金」として計上するよう、指導を行っています。

【根拠法令等】

*平成28年3月31日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長等通知「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項について」8別添3

ウ 有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む。)

(事故報告を適切に行うこと。)

- 指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業者は、事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行う等の必要な措置を講じなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、医師の診断を受け、入院となった事故について、関係区市町村に事故報告を行っていない事例が見受けられました。

- このような事例に対して都は、早急に事故報告を行うとともに、今後、漏れなく報告できるよう体制整備を行うよう、指導を行っています。

【根拠法令等】

*平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第236条（第39条第1項準用）

（適切な設備管理を行うこと。）

- 有料老人ホームの設置者は、老人福祉法第29条第2項の規定に基づき、届出事項に係る変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を都知事に届け出なければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、届出事項と異なる使用している状況が見受けられました。
- このような事例に対して都は、当該居室等の取扱いを、本社を含め精査の上、届出どおり使用する場合には、その前後の状況が分かる写真を添えて、都検査担当部署宛、報告し、早急に原状回復することとし、また、設備の用途変更をする場合は、その届出を都事業所管部署等、関係行政機関と事前協議の上、その指示に基づき行うよう、指導を行っています。

【根拠法令等】

*昭和38年7月11日法律第133号「老人福祉法」第29条第1項及び第2項

エ サービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護を含む。)

（サービス付き高齢者向け住宅の業務に従事する全ての職員に高齢者虐待防止に係る研修を実施し、その記録を保存すること。）

- サービス付き高齢者向け住宅事業者は、高齢者虐待防止及び高齢者の権利利益の不当な侵害防止に向けた取組として、サービス付き高齢者向け住宅の業務に従事する全ての職員（委託先や業務提携先の職員を含む。）に高齢者虐待防止等に係る研修を実施するとともに、その記録を保存しなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、住宅の業務に従事する全ての職員に対して、高齢者虐待防止に係る研修を実施し、その記録を保存していることが確認できない事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、住宅の業務に従事する全ての職員に対して、高齢者虐待防止等に係る研修を実施し、その記録を保存するよう、指導を行っています。

【根拠法令等】

*「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に係る登録事務要領第4条第1項(12)、第5条第2項及び別表「登録要件基準表」その他②、「高齢者の虐待防止策に関する確認書」

5 介護保険在宅サービス事業（福祉系）

在宅サービス事業（福祉系）には、在宅サービスを適切に利用できるように、ホームヘルパー等が家庭を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等の支援を行う「訪問介護」のほか、「訪問入浴介護」、「通所介護」、「短期入所生活介護」、「特定施設入居者生活介護」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、及び利用者の心身の状況・環境、利用者や家族の希望などを勘案して、居宅サービス計画の作成や、居宅サービス事業者等と調整を行う「居宅介護支援」などの事業所があります。

在宅サービス事業に対する実地指導権限は都と区市町村とにあります。都は介護保険法第24条及び第115条の7に基づいて実施しています。

都の実地指導は、区市町村と連携し、利用者等からの苦情、告発、これまでの実地指導の実施状況及び国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムの活用により把握した特異傾向等の情報などを考慮して実施しています。

（1）令和3年度 検査実施状況（介護予防を含む。）

ア 実地指導

介護保険在宅サービス事業（福祉系）については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、一部の事業者（全体の0.9%に当たる124事業）に対して実地指導を行いました。

（単位：事業）

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち 文書指摘 事業数	実施率 (b/a)
訪問介護事業	3,143	31	11	1.0%
訪問入浴介護事業	285	4	0	1.4%
通所介護事業	1,496	12	3	0.8%
短期入所生活介護事業	1,187	18	1	1.5%
特定施設入居者生活介護事業	1,499	46	17	3.1%
福祉用具貸与事業	1,234	6	1	0.5%
特定福祉用具販売事業	1,242	6	1	0.5%
居宅介護支援事業	3,402	1	1	0.0%
計	13,488	124	35	0.9%

※対象数（特定施設入居者生活介護事業所を除く）は、令和3年4月1日把握数。

イ 集団指導

ホームページに動画と資料を掲載して、実施しました。

参加事業所数	主な内容
3,726	・指導検査の実施状況等について ・自己点検の実施について ・高齢者虐待の防止 ・その他

※令和3年度の集団指導の対象は、訪問介護事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護事業及び福祉用具貸与・販売事業所。

※動画を視聴し、東京共同電子申請・届出サービスにより受講確認書を提出した事業所数。

(2) 主な指摘事項

ア 訪問介護事業

実地指導を行った31事業のうち、11事業が文書指摘を受けています。その11事業では、「介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。」、「実際にサービス提供した時間を正確に記録すること。」等について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘事業数
➤ 介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。 ◇ サービス提供責任者が指定訪問介護に同行したか記録により確認できないにもかかわらず、初回加算を算定している。 (厚告第19号別表の1の二の注、老企第36号第二の2(19)②) ◇ 身体介護を提供した記録が確認できない日に、身体1生活1として訪問介護費を算定している。 (厚告第19号別表の1のイからハまでの注1、老企第36号第二の2(4)) ◇ 全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定し研修を実施していないにもかかわらず、特定事業所加算(Ⅱ)を算定している。 (厚告第19号別表の1のイからハまでの注8、厚労告第95号三のロ、老企第36号第二の2(12)①イ) ◇ 居宅サービス計画に位置づけられている訪問介護の提供時間帯に緊急時訪問介護加算を算定している。 (厚告第19号別表の1のイからハまでの注14、老企第36号第二の2(18)①) ◇ キャリアパス要件Ⅰ及びⅢを満たしていないにもかかわらず、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を算定している。 (厚告第19号別表の1のトの注、厚労告第95号の四、老企第36号第二の2(22))	6

➤ 実際にサービス提供した時間を正確に記録すること。 ◇ 提供したサービスの記録について、訪問介護員の利用者宅間の移動時間が考慮されておらず、訪問介護が途切れなく連続して行われたかのようにサービスの提供時間が記載されている。 (居宅条例第23条第1項、居宅施行要領第三の一の3の(16)の①)	5
➤ 居宅サービス計画の内容に沿った訪問介護計画を作成し、サービスを提供すること。 ◇ 訪問介護計画を作成していない。 ◇ 作成した訪問介護計画が居宅サービス計画の内容に沿っていない。 ◇ 訪問介護計画に、担当する訪問介護員等の氏名、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等が明らかにされていない。 (居宅条例第20条、第28条第1項、居宅施行要領第三の一の3の(20)の①・②)	4
➤ その他 ◇ サービス提供責任者について配置員数の基準を満たした上で、適切に配置すること。 ◇ 訪問介護員等の勤務の体制を定めること。 等	3 (延べ)
合計(延べ)	18

【根拠法令等】

* 厚告第19号

＝平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

* 老企第36号

＝平成12年3月1日老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

* 厚労告第95号

＝平成27年3月23日厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」

* 居宅条例

＝平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

* 居宅施行要領

＝平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」

イ 訪問入浴介護事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った4事業のうち、文書指摘を受けた事業はありません。

ウ 通所介護事業

実地指導を行った12事業のうち、3事業が文書指摘を受けています。その3事業では、「人員基準等を遵守した職員配置を行うこと。」「介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。」等について指摘されています。

エ 短期入所生活介護事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った18事業のうち、1事業が文書指摘を受けています。当該事業では、「介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。」について指摘されています。

なお、緊急事態宣言の期間を中心に、実地指導とは別に書面指導を4事業に対して行いました。

オ 特定施設入居者生活介護事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った46事業のうち、17事業が文書指摘を受けています。その17事業では、「提供したサービスの具体的な内容を記録すること。」「特定施設サービス計画を適切に作成すること。」等について指摘されています。

なお、緊急事態宣言の期間を中心に、実地指導とは別に書面指導を16事業に対して行いました。

なお、指摘の具体事項例については、「4 高齢者施設等」(19～25ページ)を御参照ください。

カ 福祉用具貸与事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った6事業のうち、1事業が文書指摘を受けています。当該事業では、「福祉用具貸与計画の作成に当たって、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。」「福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合において、受託者の履行状況の確認及びその改善状況の確認の結果を記録しておくこと。」等について、指摘されています。

キ 特定福祉用具販売事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った6事業のうち、1事業が文書指摘を受けています。当該事業では、「福祉用具販売計画は、特定福祉用具貸与を併せて利用するときは特定福祉用具貸与計画と一体のものとして作成すること。」「利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書により得ること。」について、指摘されています。

ク 居宅介護支援事業

実地指導を行った1事業のうち、1事業が文書指摘を受けています。当該事業では、「介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。」について、指摘されています。

(3) 指導事例

ア 訪問介護事業

(初回加算を適切に算定すること。)

- 初回加算は、指定訪問介護事業所において新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、所定単位数を算定できます。

また、サービス提供責任者が、指定訪問介護に同行した場合については、同行訪問した旨を記録するものとされています。

- しかしながら、東京都の実地指導において、サービス提供責任者が指定訪問介護に同行したか記録により確認できないにもかかわらず、初回加算を算定している事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、適正に算定するよう指導を行っています。

【根拠法令等】

* 平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表の1の2の注

* 平成12年3月1日老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の2(19)②

(実際にサービス提供した時間を正確に記録すること。)

- 指定訪問介護事業者は、訪問介護を提供した際には、訪問介護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録しなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、提供したサービスの記録について、訪問介護員の利用者宅間の移動時間が考慮されておらず、訪問介護が途切れなく連続して行われたかのようにサービスの提供時間が記載されている事例が見受けられました。

- こうした事例に対して都は、サービス提供した時間を正確に記録するよう指導を行っています。

【根拠法令等】

- * 平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第23条第1項
- * 平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」第三の一の3の(16)の①

イ 通所介護事業

(看護職員を適正に配置すること。)

- 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上となるために必要な数を配置しなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、看護職員がサービス提供時間帯を通じて専従していない事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、看護職員の配置基準等を確認の上、日々の看護職員を適正に配置するよう指導を行っています。

【根拠法令等】

- * 平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第99条第1項第2号
- * 平成24年10月11日東京都規則第141号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」第17条第1項第2号
- * 平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」第三の六の1の(1)の⑥

(サービス提供体制強化加算(Ⅱ)を適切に算定すること。)

- サービス提供体制強化加算(Ⅱ)は、当該指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であって、定員超過利用・人員基準欠如に該当していない場合に算定できます。
- しかしながら、東京都の実地指導において、介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50未満であるにもかかわらず、算定していた事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、適正に算定するよう指導を行っています。

【根拠法令等】

- * 平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表の6の2の注
- * 平成27年3月23日厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」二十三の口の(1)
- * 平成12年3月1日老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の7(24)

ウ 福祉用具貸与事業

（福祉用具貸与計画の作成に当たって、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。）

- 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、当該計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、当該計画を利用者に交付しなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、貸与計画について、利用者又はその家族に対して説明・同意・交付を行ったことが確認できない事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、当該計画の内容を利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て交付するよう指導を行っています。

【根拠法令等】

- * 平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第256条第3項
- * 平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」第三の十一の3の(4)の⑥の二

（福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合において、受託者の履行状況の確認及びその改善状況の確認の結果を記録しておくこと。）

- 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録して、利用者の契約終了の日から2年間保存しなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において委託等業務の実施状況について、定期的な確認を行った記録がない事例が認められました。
- こうした事例に対して都は、委託等業務の実施状況を定期的に確認し、その結果を記録し保存するよう指導を行っています。

【根拠法令等】

- * 平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第259条第4項、261条第2項第3号
- * 平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」第三の十一の3の(6)の③、第三の十一の3の(7)の③

エ 福祉用具販売事業

(特定福祉用具販売計画は指定福祉用具貸与を併せて利用するときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成すること。)

- 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的な指定特定福祉用具販売の内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければなりません。この場合において、当該利用者が指定福祉用具貸与を併せて利用するときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、同一の利用者において、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売の双方の利用があるにもかかわらず、特定福祉用具販売計画を、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成していない事例が認められました。
- こうした事例に対して都は、指定福祉用具貸与を併せて利用するときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして、特定福祉用具販売計画を作成するよう指導を行っています。

【根拠法令等】

- * 平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第273条第1項
- * 平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」第三の十二の3の(4)の④のイ

※福祉用具貸与事業にも同様の指導事例があります。

(利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書により得ること。)

- 指定特定福祉用具販売事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければなりません。

- しかしながら、東京都の実地指導において、利用者の家族の同意を得ることが確認できない事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、個人情報を用いる場合の利用者又は利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得るよう指導を行っています。

【根拠法令等】

* 平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第275条（第34条第3項準用）

* 平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」第三の十二の3の(6)（第三の一の3の(25)の③参照）

※福祉用具貸与事業にも同様の指導事例があります。

（４）介護報酬に係る返還金（在宅・福祉系）

前記の在宅サービス事業者（福祉系）に対して令和3年度に行った実地指導及び監査において判明し、返還請求指示を行った介護報酬額は、41,930,102円でした。

区分	件数（事業）	金額（円）
訪問介護事業	6	28,165,138
通所介護事業	2	13,412,308
短期入所生活介護事業	1	313,025
特定施設入居者生活介護事業	3	11,611
居宅介護支援事業	1	28,020
計	13	41,930,102

※金額は令和4年6月末時点のものです。

(5) 運営状況等確認検査の実施

平成25年度から「指定居宅サービス事業者等の運営状況等確認検査」を実施しています。この検査は東京都が独自に実施するもので、書面による検査(業務管理体制に関する検査も含む。)を実施しています。概ね6年に1回、定期的を実施することにより、事業所運営の問題点を早期に発見し、事業所の適正な運営を確保することを目的としています。

[実績]

令和3年度
854事業

6 介護保険在宅サービス事業（医療系）

在宅サービス事業（医療系）には、通院が困難な要介護者等に対して、看護師等が家庭を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行う「訪問看護」のほか、「通所リハビリテーション」、「訪問リハビリテーション」、「短期入所療養介護」、「居宅療養管理指導」の事業があります。

都はこれらの事業について、介護保険法第24条及び第115条の7の規定に基づき、実地指導及び集団指導を介護予防も含めて実施しています。

（1）令和3年度 検査実施状況（介護予防を含む。）

ア 実地指導

介護保険在宅サービス事業（医療系）については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、一部の事業者（全体の0.1%に当たる2事業）に対して実地指導を行いました。

（単位：事業）

種別	対象数 (a)	実地 指導数(b)	うち 文書指摘 事業数	実施率 (b/a)
訪問看護事業	2,636	2	2	0.1%
通所リハビリテーション事業	632	—	—	—
訪問リハビリテーション事業	504	—	—	—
短期入所療養介護事業	162	—	—	—
計	3,934	2	2	0.1%

※健康保険法により保険医療機関に指定された医療機関は、介護保険法に基づく医療系サービス（「訪問看護」「通所リハビリテーション」「訪問リハビリテーション」等）の事業者として指定されたものとみなされます。
また、介護保険法による開設許可をされた介護老人保健施設は、「通所リハビリテーション」「短期入所療養介護」の事業者として指定されたものとみなされます。
これらのみなされた事業所を「みなし指定事業所」といいます。

※上記の表において、

*訪問看護は、みなし指定事業所を含みません。

*通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション及び短期入所療養介護は、みなし指定事業所を含みます。
（ただし、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションの保険医療機関みなし指定事業所については、給付実績が10件以上の事業所のみを含んでいます。）

*なお、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションの保険医療機関みなし指定事業所の範囲は、平成30年度から上記のとおり改めました。

イ 集団指導

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、医療系の介護保険在宅サービス事業者に対しては、従来の集合形式に代えてホームページに動画と資料を掲載しました

参加事業者数	主な内容
3,360	・事業運営に関する留意事項 ・指定届、変更届の手續 ・介護報酬の請求事務

※動画を視聴し、東京共同電子申請・届出サービスにより受講確認票を提出した事業者数。

(2) 主な指摘事項

ア 訪問看護事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った2事業者で何らかの文書指摘を受けており、その2事業者ともに「介護報酬の算定等について、誤りがあるので、是正すること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
➤ 介護報酬の算定等について、誤りがあるので、是正すること。 ◇ 初回加算について新規に訪問看護計画書を作成せず加算を算定している。 (厚告第19号別表3-二、別表3-注1及び注6、厚労告第127号別表2-八、別表2-注1及び注5、老企第36号第2-4(21)4(3)及び4(12)、老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号第2-3(19)、3(3)及び3(11))	2
➤ 秘密保持のために必要な措置を講じること。 ◇ 利用者の個人情報を利用する場合に、利用者本人と家族の同意を文書で得ていない。 ◇ 従業者の守秘義務に関する必要な措置が取られていない。 (居宅条例第78条(第34条準用)、居宅予防条例第74条(第54条の4準用))	2
合計(延べ)	4

【根拠法令等】

*厚告第 19 号

＝指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 19 号）

*厚労告第 127 号

＝指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 127 号）

*老企第 36 号

＝指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）

*老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号

＝指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号）

*居宅条例

＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 10 月 11 日条例第 111 号）

*居宅予防条例

＝東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成 24 年 10 月 11 日条例第 112 号）

*居宅施行要領

＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（平成 25 年 3 月 29 日 24 福保高介第 1882 号）

(3) 指導事例

ア 訪問看護事業（介護予防を含む。）

（介護報酬の算定等について、誤りがあるので、是正すること。）

- 訪問看護費の算定に当たっては、一定の要件を満たす場合に各種加算を算定することができます。

例えば、「初回加算」では、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して訪問看護を行った場合に算定することと定められています。

- しかしながら、東京都の実地指導において、新規に訪問看護計画書を作成せずに初回加算を算定しているなどの誤算定の事例が見受けられました。

- これに対して都は、報酬の返還を指示するとともに、加算要件を再確認し、適正に算定を行うよう指導を行っています。

【根拠法令等】

*平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」 ほか

(4) 介護報酬に係る返還金(在宅・医療系)

前記の在宅サービス事業者(医療系)に対して令和3年度に行った実地指導により判明し、返還請求指示を行った介護報酬額は8,497円でした。

区分	件数(事業)	金額(円)
訪問看護事業(介護予防を含む。)	2	8,497
計	2	8,497

※金額は令和4年6月末時点のものです。

7 障害者支援施設等

障害者支援施設は、夜間における入浴、排せつ等の介護を行う施設入所支援サービスのほか、日中活動を支援するためのサービスを行っています。

その他、日中活動を支援するためのサービスとして生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援等を行う事業所もあります。

これらの障害者支援施設等に対する実地指導権限は、都と区市町村とにあります。都は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第11条第2項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

また、児童福祉施設のうち、障害児入所施設については、児童福祉法第24条の15の規定に基づいて実地指導を実施しています。

（1）令和3年度 検査実施状況

ア 実地指導

障害者支援施設等及び障害児入所施設については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、一部の施設（全体の1.0%に当たる23事業）に対して実地指導を行いました。

（単位：事業）

種別	対象数(a)	実地指導数(b)	うち文書指摘 事業数	実施率(b/a)
障害者支援施設等	2,191	20	14	0.9%
障害児入所施設	20	3	1	15.0%
計	2,211	23	15	1.0%

※障害児入所施設については、八王子市に所在する施設を含む。

イ 集団指導

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、従来の集合形式に代えてオンライン形式で行いました。

参加事業数	主な内容
115	・ 実地指導で見受けられる事例 ・ 虐待防止、人権擁護 ・ 事業運営に関する留意事項 ・ 障害者施策の動向等

※新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、下記の事業に対して集団指導を（オンラインにて）行いました。
生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援
（令和2年5月1日から令和3年10月1日までに指定された事業所及び前回欠席事業所）

（2）主な指摘事項

ア 障害者支援施設等

実地指導を行った20事業のうち、14事業が何らかの文書指摘を受けています。その14事業のうち、12事業が「利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
➤ 利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと。 ◇ 障害者虐待防止に係る研修を実施していない。 ◇ 虐待防止の責任者や虐待防止のための委員会等内部組織を設置していない。 （虐待防止法第15条、都条例第136号第3条第3項、都条例第155号第3条第3項・第170条・第188条（第40条の2準用）、都規則第175号第4条の4、障害者虐待の防止と対応の手引き、施設における虐待防止体制の整備徹底について）	12
➤ サービス提供の記録について利用者から確認を受けていないので是正すること。 ◇ サービスを提供した際の、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項の記録に際し、利用者からサービスの提供を受けたことについて確認を受けていない。 （都条例第155号第93条（第23条第2項準用）・第188条（第23条第2項準用））	3

➤ 運営規程、従業員の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。 ◇ 当該事業所の見やすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。 (都条例第155号第170条(第92条第1項及び第2項準用)・第188条(第92条第1項及び第2項準用))	2
➤ 個別支援計画未作成減算を適正に算定すること。 ◇ 個別支援計画が未作成のままサービスを提供していた。また、報酬を減算することなく請求していた。 (都条例第136号第3条第1項、都条例第155号第3条第1項、報酬告示別表第6の1の注5(2)・第14の1の注7(2)、留意事項通知第二の1(10))	2
その他 ◇ 就労支援事業の会計基準に定める明細書を作成すること。 ◇ 業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているので是正すること。 ◇ 事故発生時に行政へ連絡がされていないので是正すること。 等	10 (延べ)
合計(延べ)	29

【根拠法令等】

- * 虐待防止法
＝平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
- * 支援法
＝平成17年11月7日法律第123号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
- * 支援法規則
＝平成18年2月28日厚生労働省令第19号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」
- * 障害者虐待の防止と対応の手引き
＝平成30年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
- * 報酬告示
＝平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
- * 留意事項通知
＝平成18年10月31日障発第1031001号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う留意事項について」
- * 都条例第136号
＝平成24年12月13日東京都条例第136号「東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- * 都条例第155号
＝平成24年12月13日東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- * 都規則第175号
＝平成24年12月21日東京都規則第175号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- * 施設における虐待防止体制の整備徹底について
＝令和3年5月12日3福保障施第578号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について（知）」

イ 障害児入所施設

実地指導を行った3事業のうち、文書指摘を受けた事例が1事業ありました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
➤ 入院・外泊時加算(Ⅱ)の算定が不適正なので是正すること。 ◇ 入院・外泊時加算(Ⅱ)を算定する場合に、個別支援計画に、入院・外泊時における支援に関する事項を位置付けていない事例が見受けられた。 (報酬告示別表第1の2の注2、留意事項通知第三の(1)の⑨)	1
合計(延べ)	1

(3) 指導事例

ア 障害者支援施設等

(就労支援事業の会計処理基準に定める明細書を作成すること)

- 社会福祉法人以外の法人が就労支援事業（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）を行う場合には、就労支援事業会計処理基準に基づいて会計処理を行うこととされています（生産活動を実施する指定生活介護事業所も適用可）。
- 本基準は事業者に対し、①「就労支援事業別事業活動明細書」、②「就労支援事業製造原価明細書」、③「就労支援事業販管費明細書」という3種類の明細書を作成するように定めています（ただし、事業の規模等によっては②及び③の作成に替えて、④「就労支援事業明細書」を作成すれば足りる。）。
- しかしながら、東京都の実地指導においては、これらの明細書が作成されていない事例が数多く見られます。
- このような事例に対して都は、就労支援事業利用者に対する適正な賃金・工賃の支給と、賃金・工賃の計算過程の透明性の確保のために、作成を行うよう指導しています。

【根拠法令等】

*平成25年1月15日社援発0115第1号「『就労支援等の事業に関する会計処理基準の取り扱いについて』の一部改正について」第二の1(4)、2(1)、3(1)(2)

*平成25年1月15日事務連絡「『就労支援の事業の会計処理の基準』の改正に係る留意事項等の説明」5、6、7、8

イ 障害児入所施設

(入院・外泊時加算(Ⅱ)の算定が不適正なので是正すること)

- 指定福祉型障害児入所施設は、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊を認めた場合に、施設従業者が、入所支援計画（以下、「個別支援計画」という。）に基づき、当該利用者に対する支援を行い、また、原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、日常生活上の支援を行い、支援の内容を記録する等の要件を満たした場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として、入院・外泊時加算(Ⅱ)を算定することができます。
- しかし、東京都の実施指導において、入院・外泊時加算(Ⅱ)を算定する場合に、個別支援計画に、入院・外泊時における支援に関する事項を位置付けていない事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、入院・外泊時加算(Ⅱ)を算定する場合は、個別支援計画に、入院・外泊時における支援に関する事項を位置付けるよう指導しています。

【根拠法令等】

- * 平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表第1の2の注2
- * 平成18年10月31日障発第1031001号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う留意事項について」第三の(1)の⑨

(4) 給付費に係る返還金

前記の障害者支援施設に対して行った実地指導において判明し、返還請求指示を行った給付額は、641,359円でした。

区分	件数（施設）	金額（円）
障害者支援施設等	1	641,359
計	1	641,359

※金額は令和4年6月末時点のものです。

8 障害福祉在宅サービス事業等 (障害福祉在宅サービス事業、障害児通所支援事業)

障害者総合支援法に基づく在宅サービスには、日常生活を営むことに支障がある在宅の障害者が生活全般の介護、家事等の支援を受ける居宅介護のほか、共同生活援助（グループホーム）などがあります。

これら障害福祉サービス事業に対する実地指導権限は、都と区市町村にあります。都は障害者総合支援法第11条第2項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

また、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業については、児童福祉法第57条の3の3第4項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

(1) 令和3年度 検査実施状況

ア 実地指導

障害福祉在宅サービス事業等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、一部の施設（全体の0.6%に当たる49事業）に対して実地指導を行いました。

（単位：事業）

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち文書指摘 事業数	実施率 (b/a)
障害福祉在宅サービス事業	7,242	31	20	0.4%
障害児通所支援事業	1,263	18	10	1.4%
計	8,505	49	30	0.6%

※障害児通所支援事業については、八王子市に所在する事業を含む。

イ 集団指導

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、従来の集合形式に代えてオンライン形式で行いました。

種別	参加事業数	主な内容
障害福祉在宅サービス事業	286	・ 実地指導における主な指摘事項 ・ 事業運営に関する留意事項 ・ 事業指定後の手続 ・ 虐待防止、人権擁護
障害児通所支援事業	1,210	・ 実地指導における主な指摘事項 ・ 事業運営に関する留意事項 ・ 虐待防止、人権擁護

※新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、下記の事業に対して集団指導を（オンラインにて）行いました。

- ① 共同生活援助、短期入所、自立生活援助
（令和2年11月1日から令和3年10月1日までに指定された事業所及び前回欠席事業所）
- ② 児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（全事業所）
- ③ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
（令和2年10月1日から令和3年10月1日までに指定された事業所及び前回欠席事業所）

(2) 主な指摘事項

ア 障害福祉在宅サービス事業

実地指導を行った31事業のうち、20事業が何らかの文書指摘を受けています。その20事業のうち、19事業が「利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
➤ 利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと。 ◇ 障害者虐待防止に係る研修を実施していない。 ◇ 虐待防止の責任者や虐待防止のための委員会等内部組織を設置していない。 （虐待防止法第15条、都条例第155号第3条第3項・第40条の2・第43条第1項（第40条の2準用）・第108条・第199条（第40条の2準用）、都規則第175号第4条の4第1項、障害者虐待の防止と対応の手引き、施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について）	19

➤ 業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていないので是正すること。 ◇ 法令遵守責任者を選任しておらず、業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていない。 （支援法第51条の2第1項及び第2項第1号、支援法規則第34条の27第1号及び第34条の28第1項）	11
➤ 運営規程、従業員の勤務体制、協力医療機関その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。 ◇ 当該事業所の見やすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。 （都条例第155号第35条・第43条第1項(第35条準用)・第92条・第199条（第92条準用））	9
➤ 個別支援計画を作成していないので是正すること。 ◇ 利用者に対して個別支援計画を作成していない。 （都条例第155号第10条第2項、第3項・第43条第1項(第10条第2項準用)）	5
➤ 初回加算の算定が不適正なので是正すること。 ◇ 当該事業所において、従業者が初回若しくは初回のサービスを提供した日の属する月にサービスを提供した際にサービス提供責任者が同行した場合において、その記録が確認できない。 （報酬告示別表第1の2の注・第2の3の注、留意事項通知第二の2の（1）の⑬、留意事項通知第二の2の（2）の⑬（第二の2の（1）の⑬準用））	4
➤ その他 ◇ 介護給付費等の額について通知を行うこと。 ◇ 処遇改善加算の算定が不適正なので是正すること。 ◇ 利用者に対するサービス提供により事故が発生した時に必要な措置を講じていないので是正すること。 等	25 (延べ)
合計(延べ)	
	73

【根拠法令等】

* 虐待防止法

＝平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

* 障害者虐待の防止と対応の手引き

＝平成30年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」

* 平24年厚労令第27号

＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第27号）

- * 支援法
＝平成17年11月7日法律第123号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
- * 支援法規則
＝平成18年2月28日厚生労働省令第19号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」
- * 都条例第155号
＝平成24年12月13日東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- * 報酬告示
＝平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
- * 留意事項通知
＝平成18年10月31日障発第1031001号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う留意事項について」
- * 都規則第175号
＝平成24年12月21日東京都規則第175号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

イ 障害児通所支援事業

実地指導を行った18事業のうち、10事業が何らかの文書指摘を受けています。その10事業のうち、9事業が「障害児の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
➤ 障害児の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと。 ◇ 虐待防止の責任者の設置、職員への周知徹底、研修の実施が不十分等、虐待防止のための体制の整備を行っていない。 （虐待防止法第15条、都条例139号第3条第4項・第43条第2項・第76条(第43条第2項準用)、児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン、障害者虐待の防止と対応の手引き、施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について）	9
➤ 業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているので是正すること。 ◇ 法令遵守責任者を選任しておらず、業務管理体制の整備に関する事項を届け出していない。 （児福法第21条の5の26第1項及び第2項、児福法施行規則第18条の37、第18条の38第1号）	3

➤ サービス提供職員欠如減算の算定が不適正なので是正すること。 ◇ 人員に関する基準を満たしていない日が複数あるにもかかわらず、サービス提供職員の欠員による減算を算定していない。 （条例第139号第5条第1項第1号・第71条第1項第1号、規則第167号第3条第1項第1号及び第18条第1項第1号、報酬告示別表第1の1の注3(1)・第3の1の注5(1)、留意事項通知第二の1(6)）	3
➤ 個別支援計画未作成減算を適正に算定すること。 ◇ 個別支援計画が未作成のままサービスを提供していた。また、報酬を減算することなく請求していた。 （都条例第139号第3条第1項、報酬告示別表第1の1の注3(2)・第3の1の注4(2)、留意事項通知第二の1(7)）	3
➤ 人員に関する基準を満たしていないので是正すること。 ◇ 必要な人員の配置が確認できない日が散見された。 （都条例第139号第5条第1項第1号・第71条第1項第1号、都規則第167号第3条第1項第1号・第18条第1項第1号）	3
➤ その他 ◇ 児童指導員加配加算の算定が不適正なので是正すること。 ◇ 事業所の平面図や運営規程内容に変更があったにもかかわらず、その旨の届け出を行っていない。 ◇ 運営規程に定め届け出ているサービス提供時間及び通常の事業の実施地域について、実際の運営と齟齬があった。等	19 (延べ)
合計(延べ)	40

【根拠法令等】

* 虐待防止法

＝平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

* 障害者虐待の防止と対応の手引き

＝平成30年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」

* 児福法

＝昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」

* 児福法施行規則

＝昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」

* 報酬告示

＝平成24年3月14日厚生労働省告示第122号「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」

＊留意事項通知

＝平成24年3月30日障発0330第16号「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

＊都条例第139号

＝平成24年12月13日東京都条例第139号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

＊都規則第167号

＝平成24年12月21日東京都規則第167号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

＊障害者虐待の防止と対応の手引き

＝平成30年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」

＊施設における虐待防止体制の整備徹底について

＝令和3年5月12日3福保障施第578号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について（通知）」

(3) 指導事例

ア 障害福祉在宅サービス事業

（個別支援計画を作成していないので是正すること。）

- 指定障害福祉サービス事業者は、具体的なサービス内容等を記載した計画（以下「個別支援計画」という。）を作成しなければなりません。
- しかしながら、東京都の实地指導において、新規利用者の個別支援計画の作成が遅延するなどし、個別支援計画が未作成のままサービスを提供している事例が見受けられます。
- このような事例に対して都は、全利用者について、個別支援計画を作成するよう指導を行っています。

【根拠法令等】

＊平成24年12月13日東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第10条第2項及び第3項、第43条第1項（第10条第2項準用）

イ 障害児通所支援事業

（障害児の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと。）

- 指定障害児通所支援事業者は、障害児の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければなりません。
その他の必要な体制の整備の具体例としては、
 - ① 内部組織（虐待防止のための委員会）の設置
 - ② 防止ツール（マニュアル、チェックリスト、倫理規程等）の整備と、従業員への周知
 などがあります。

- しかしながら、東京都の实地指導において、虐待防止の責任者が設置されていない事例、従業者に対する研修が実施されていない事例、防止ツールを作成していない事例などが見受けられます。
- このような事例に対して都は、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を参考に、責任者の設置等の体制整備や研修等を行うよう指導を行っています。

【根拠法令等】

- *平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第15条
- *平成24年12月13日東京都条例第139号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第3条第4項
- *平成30年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」

(4) 給付費に係る返還金

前記の障害福祉在宅サービス事業に対して行った实地指導において判明し、返還請求指示を行った給付額は、480,703円でした。

区分	件数（施設）	金額（円）
障害福祉サービス事業等	1	480,703
計	1	480,703

※金額は令和4年6月末時点のものです。

9 保護施設

(救護施設、更生施設、宿所提供施設)

保護施設には、救護施設、更生施設及び宿所提供施設があります。

保護施設に対する指導検査は、生活保護法第44条第1項の規定に基づき、関係法令及び通知による指導事項について検査を行うとともに、運営全般について助言、指導を行うことによって、適正な事業及び施設の運営並びに施設利用者に対する支援の向上を図ることを目的として、29施設を対象に実施しています。

救護施設は、身体上又は精神上に著しい障害があるため、自分一人では生活することが困難な要保護者を入所させて保護する施設で、都内に8施設あります。

更生施設は、身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者で、近い将来社会復帰できる見込みのある人を入所させて保護する施設で、都内に11施設あります。

宿所提供施設は、住宅のない要保護者の世帯に対して、住宅を提供するための施設で、都内に10施設あります。

令和3年度 検査実施状況

保護施設については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、実地検査は行いませんでした。

(単位：施設)

種別	対象数(a)	実地検査数(b)	文書指摘施設数	実施率(b/a)
保護施設	29	—	—	—

10 児童福祉施設等（保育所・保育施設を除く）

（児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム）

児童福祉施設等（保育所・保育施設を除く）については、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び自立援助ホームに対して指導検査を行っています。

指導検査は、児童福祉法の趣旨を踏まえ、児童が「適切に養育され」「その生活を保障され」「愛され、保護され」「その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られる」ために、児童福祉施設等に対し、運営管理、利用者支援及び会計経理の面から実施しています。

児童養護施設は、保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、養護し、併せてその自立を支援すること等を目的とした施設です。

児童養護施設の54か所を対象に、児童福祉法第46条の規定に基づいて指導検査を実施しています。

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて生活指導、学習指導、職業指導を通じて心身の健全な育成及び自立支援を図ることを目的とした施設です。

児童自立支援施設の2か所を対象に、児童福祉法第46条の規定に基づいて指導検査を実施しています。

乳児院は、保護者のいない場合及び保護者による養育が困難又は不適當な場合に、乳幼児を入所させて、養育する施設です。

乳児院の8か所を対象に、児童福祉法第46条の規定に基づいて指導検査を実施しています。

母子生活支援施設は、配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を保護するとともに、自立の促進のために生活を支援する施設です。

母子生活支援施設の26か所を対象に、児童福祉法第46条に基づき指導検査を実施しています。

自立援助ホームは、中学卒業後、就職することにより児童養護施設等を退所した児童等に、生活指導等を行うことで社会的に自立するよう援助する施設です。

自立援助ホームの17か所を対象に、児童福祉法第34条の5に基づき指導検査を実施しています。

（1）令和3年度 検査実施状況

児童福祉施設等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、一部の施設（全体の9.3%に当たる10施設）に対して実地検査を行いました。

（単位：施設）

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
児童養護施設	54	—	—	—
児童自立支援施設	2	—	—	—
乳児院	8	—	—	—
母子生活支援施設	26	4	1	15.4%
自立援助ホーム	17	6	2	35.3%
計	107	10	3	9.3%

※対象施設について、八王子市に所在する施設（母子生活支援施設を除く。）を含み、児童相談所設置市に所在する施設は含みません。

（2）主な指摘事項

ア 母子生活支援施設

実地検査を行った4施設のうち、1施設が文書指摘を受けています。この施設は「国及び都の職員配置基準を充していない」について指摘されています。

イ 自立援助ホーム

実地検査を行った6施設のうち、2施設が文書指摘を受けています。その2施設のうち、2施設が「防災訓練（避難・消火・地震等）を適切に実施すること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘 施設数
➤ 防災訓練(避難・消火・地震等)を適切に実施すること。 ◇ 非常災害に対応する具体的計画に基づき、不断の注意と訓練をするように努めなければならないが、避難訓練について図上訓練のみの実施となっている他、消火訓練を実施していなかった。 (児童福祉法施行規則第36条の15、自立援助ホーム運営指針第Ⅱ部4)	2
➤ 苦情解決について、適切な措置を講じること。 ◇ 利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じるとともに、苦情の公正な解決を図るために、当該児童自立生活援助事業所の職員以外の者を苦情の解決に関与させなければならないが、苦情受付担当者、苦情受付責任者、第三者委員が設置されていない。 (児童福祉法施行規則第36条の22第1項及び第2項、児童自立生活援助事業実施要綱第9(5)③及び④、苦情解決の仕組みの指針)	1
➤ 現金収入を保有し続けず金融機関に預け入れること。また支出に充てないこと。 ◇ 貴法人経理規程によれば、日々入金した金銭は、収入後5営業日以内に金融機関に預け入れなければならないが、受贈した寄附金について、5営業日を超えて保有している場合があった。 (指導監査ガイドラインⅢ3(2)1、運用上の留意事項1(2)及び(4)、社会福祉法人〇〇会経理規程第〇〇条)	1
合計(延べ)	4

【根拠法令等】

- * 児童福祉法施行規則
＝昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」
- * 児童自立生活援助事業実施要綱
＝平成10年4月22日児発第344号「児童自立生活援助事業の実施について」別紙「児童自立生活援助事業実施要綱」
- * 自立援助ホーム運営指針
＝昭和24年3月29日雇児発0329第1号「社会的養護施設運営指針及び里親及びファミリーホーム養育指針」別添7「自立援助ホーム運営指針」
- * 苦情解決の仕組みの指針
＝平成12年6月7日障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」別紙「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」
- * 指導監査ガイドライン
＝平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」
- * 運用上の留意事項
＝平成28年3月31日雇児総発0331第7号、社援基発0331第2号、障障発0331第2号、老総発0331第4号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」

（3）指導事例

ア 母子生活支援施設

（国及び都の職員配置基準に定める職員を確保すること。）

- 母子生活支援施設においては、国及び都の職員配置基準を充たすとともに、施設運営に必要な職員を確保する必要があります。
- しかしながら、東京都の実地検査において、検査日現在において調理又はこれに代わる者が配置されていない事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、配置基準を充たし、施設運営に必要な職員を確保するよう指導しています。

【根拠法令等】

*平成24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第34条

イ 自立援助ホーム

（防災訓練（避難・消火・地震等）を適切に実施すること。）

- 自立援助ホームにおいては、非常災害に対応する具体的計画に基づき、不断の注意と訓練をするように努めなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地検査において、避難訓練及び消火訓練を実施していない事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、児童の安全な生活を確保するため、非常災害に対する具体的計画に基づき、適切に訓練を実施するよう指導しています。

【根拠法令等】

*昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」第36条の15

*昭和24年3月29日雇児発0329第1号「社会的養護施設運営指針及び里親及びファミリーホーム養育指針」別添7「自立援助ホーム運営指針」第Ⅱ部4

11 保育所・保育施設等

児童福祉法に基づく保育所・保育施設には、「認可保育所」と「認可外保育施設」があります。

「認可保育所」は、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たした施設として、児童福祉法第35条に基づき知事が認可した保育施設です。

一方、「認可外保育施設」は、児童福祉法第39条の保育所の定義に規定する業務を目的とする施設ですが、同法第35条による知事の認可及び同法第34条の15による区市町村長の認可を受けていない保育施設です。

東京都認証保育所は認可外保育施設ですが、都が独自に認証基準を設けています。また、認証保育所以外の認可外保育施設には、ベビーホテル、家庭的保育事業、事業所内保育施設、院内保育施設、その他の施設及び居宅訪問型保育事業があります。

保育施設に対する指導監督は、認可保育所については児童福祉法第46条に基づき、また認可外保育施設については児童福祉法第59条に基づき実施しています。

指導監査部では、認可保育所の2,886施設（島しょに設置されている13施設については、各支庁が指導検査を行っています。）、東京都認証保育所の500施設及び認可外保育施設の1,075施設（家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業を除く）を対象に指導検査を行っています。なお、認可外保育施設のうち居宅訪問型保育事業は法人が実施するものと個人が実施するものがあり、法人については法人事業所に対する立入調査、個人については集団指導を行っています。

また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「こども園法」という。）に基づく認定こども園は、幼稚園と保育所のよいところを生かしながら、その両方の役割を果たす仕組みとして創設され、「幼保連携型認定こども園」、「幼稚園型認定こども園」、「保育所型認定こども園」、「地方裁量型認定こども園」があります。

指導監査部では、幼稚園型認定こども園以外の認定こども園を対象として指導検査を実施しています。保育所型認定こども園は認可保育所として、地方裁量型認定こども園は東京都認証保育所として児童福祉法等に基づき実施しており、幼保連携型認定こども園の29施設についてはこども園法第19条に基づき実施しています。

○ 認可保育所及び幼保連携型認定こども園

指導検査では、職員の確保・処遇、非常災害対策などの運営管理、児童の権利擁護、健康安全対策などの（教育）保育内容、適切な計算書類の作成、会計帳簿の整備などの会計経理が、それぞれ基準に沿って適正に行われているかを確認し、指導を行っています。

また、平成27年4月の子ども・子育て支援法施行により、認可保育所等が施設型給付（委託費）を受ける場合には、区市町村から「特定教育・保育施設」としての確認を受けることになり、区市町村には同法第14条に基づき、特定教育・保育施設である認可保育所等に対する指導検査権限が付与されました。指導検査にあたっては、区市町村と合同で実施する等、連携した取組を進めています。

○ 東京都認証保育所

東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）は、大都市における多様な保育ニーズに柔軟に対応するため、東京都が独自の基準を設定し、認証する保育所です。平成13年5月に創始され、以下のような特色を持っています。

- ・ 区市町村の設置計画に基づき、区市町村の推薦を受け、「東京都認証保育所事業実施要綱」で定める要件を満たした保育所について、東京都が認証する。
- ・ 開所後は区市町村とともに指導する。
- ・ 全施設において、0歳児保育（ただし、1歳児の定員を設定する施設においては、区市町村が認める場合に限り、0歳児の定員を設定しないことができる。）及び13時間以上の開所とする。
- ・ 利用者と保育所が直接利用契約を結ぶ。
- ・ 保育料は、設置者が自由に設定する。ただし、月220時間以下の利用の場合には上限を定めている。

認証保育所に対する指導監督は、「東京都認証保育所事業実施要綱」に定める「指導監督基準」により実施しています。

○ 認可外保育施設

東京都が指導監督の対象としている認可外保育施設は、認証保育所及び家庭的保育事業等を除いたもので、ベビーホテル等を中心に指導を行っています。

認可外保育施設に対する指導監督は、東京都の「認可外保育施設に対する指導監督要綱」に定める「指導監督基準」により実施しています。

なお、令和元年10月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、認可外保育施設を含む「特定子ども・子育て支援施設等」に対し、区市町村には、子ども・子育て支援法第30条の3で準用する同法第14条に基づき、指導検査を行う権限が付与されています。

(1) 令和3年度 検査実施状況

保育所・保育施設等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、一部の施設（全体の3.0%に当たる135施設）に対して実地検査を行いました。

ア 実地検査

（単位：施設）

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	うち文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
認可保育所	2,886	31	21	1.1%
認証保育所	500	2	2	0.4%
認可外保育施設	1,075	100	56	9.3%
幼保連携型認定こども園	29	2	2	6.9%
計	4,490	135	81	3.0%

※対象数について、認可保育所は、中核市、児童相談所設置市及び島しょ部に所在する施設は含みません。
また、認可外保育施設及び幼保連携型認定こども園は、中核市及び児童相談所設置市に所在する施設は含みません。
対象数及び実地検査数について、認可外保育施設では、令和3年4月2日以降に届出された施設で、立入調査を実施した施設を含みます。

イ 集団指導（居宅訪問型保育事業）

認可外保育施設の居宅訪問型保育事業（個人）に対して、集団指導を行いました。実施方法は、①ホームページに掲載した動画の視聴及び資料の確認、②効果測定として、システム上で質問への回答と関係資料の提出、③都から送付する結果通知に指摘事項があった場合は、改善状況報告を提出、という流れになっています。

開催時の対象数2,297事業者に対し、460事業者が参加（実施率20.0%）しました。

種別	参加事業者数	主な内容
居宅訪問型保育事業 （個人）	460	・居宅訪問型保育事業（個人事業主）の立入調査の概要（必須） ・保育所での事故を防ぐために（必須） ・居宅訪問型保育事業の運営について（任意） ・保育所における防火対策について（任意） ・保育所における交通安全対策について（任意）

※参加事業者数は、効果測定を行った事業者数。

(2) 主な指摘事項

ア 認可保育所

実地検査を行った31施設のうち、21施設が何らかの文書指摘を受けています。その21施設のうち、9施設が「保育士を適正に配置すること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
➤ 保育士を適正に配置すること ◇ 開所時間中に配置される保育士の数は、2人を下回ってはならないが、○月○日午前○時から午前○時までの間、常勤保育士1名と保育従事者（無資格）1名の配置であった。 （都条例第43号第43条、都規則第47号第16条、9福子推第1047号第2-4(1)）	9
➤ 避難・消火訓練を毎月実施すること ◇ 避難及び消火に関する訓練を少なくとも毎月1回は行わなければならないが、消火訓練を実施していない月がある。 （都条例第43号第20条第2項、都規則第47号第5条）	8
➤ 在籍児に見合う面積を確保すること ◇ 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳未満の幼児1人につき3.3㎡以上でなければならないが、○歳児室において、認可時にはない棚等が増設されていたため、在籍児童に見合う必要面積を確保できていない。 （都条例第43号第41条、9福子推第1047号第2-3）	4
➤ 調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行うこと。 ◇ 調理従事者及び調乳担当者について、雇入れ時、配置換え時及び月に1回以上の検便を実施し、検査結果を確認した上で調理・調乳業務に従事させなければならないが、検便の検査結果が判明する前に調理業務に従事させている。 （都条例第43号第14条第3項、9福子推第1047号第2-7(3)、雇児総発第36号、社援施第65号別紙・別添Ⅱ-5(4)②、雇児発第0120001号、児発第470号、社援施第97号、労働安全衛生規則第47条）	3
➤ その他 ◇ 常勤の保育士を各組や各グループに1名（場合により2名）以上配置すること。 ◇ 契約書又は請書を適正に作成すること。 ◇ 消防計画を作成すること。 等	20
合計(延べ)	44

【根拠法令等】

- * 都条例第43号
＝平成24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
- * 都規則第47号
＝平成24年3月30日東京都規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- * 9福子推第1047号
＝平成10年3月31日9福子推第1047号「保育所設置認可等事務取扱要綱」
- * 児発第470号
＝昭和41年7月27日児発第470号「児童福祉施設等における赤痢対策の推進について」
- * 社援施第97号
＝平成8年6月18日社援施第97号「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」
- * 社援施第65号
＝平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」
- * 雇児総発第36号
＝平成13年8月1日雇児総発第36号「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」
- * 雇児発第0120001号
＝平成16年1月20日雇児発第0120001号、障発第0120005号「児童福祉施設等における衛生管理等について」
- * 労働安全衛生規則
＝昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」

イ 東京都認証保育所

立入調査を行った2施設とも何らかの文書指摘を受けています。「常勤有資格者の配置を適切に行うこと」、「正当な理由なく全部休所しないこと」、「乳幼児突然死症候群の事故防止への配慮を十分に行うこと」等について指摘されています。

ウ 認可外保育施設

立入調査を行った100施設のうち、56施設が何らかの文書指摘を受けています。その56施設のうち、35施設が「窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に不用意に置かれていないか等について定期的な点検が行われていないので是正すること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
➤ 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に不用意に置かれていないか等について定期的な点検が行われていないので是正すること。 ◇ 認可外保育施設は、窒息の可能性のある玩具や小物が保育環境下に不用意に置かれていないかどうかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施しなければならないが、定期点検の記録が確認できない。 (56福児母第990号7(8))	35

➤ 緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていないので是正すること。 ◇ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を定期的実施しなければならないが、関係機関への緊急通報訓練が実施されていない。 (56福児母第990号7(8))	30
➤ 救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいないので是正すること。 ◇ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、救命講習を定期的受講しなければならない(過去3年以内に救命講習を受講した保育従事者がいることが必要である)が、救命講習を受講した保育従事者がいない。 (56福児母第990号7(8))	18
➤ 労働基準法等により備え付けが義務付けされている帳簿を適切に整備すること。 ◇ 労働基準法に基づき、職員の状況を明らかにする書類等を整備しておかなければならないが、〇〇が整備されていない。 (56福児母第990号8(1))	14
➤ 入所児童の在籍時間帯に1人勤務の時間帯があるので是正すること。 ◇ 児童が在籍している時には、常時複数の保育従事者を配置しなければならないが、保育従事者が1人の時間帯がある。 (56福児母第990号1(1))	10
➤ 入所時の児童の健康診断を実施すること。 ◇ 入所時に健康診断を実施するか、保護者から健康診断関係書類又は母子健康手帳の写しの提出を受けなければならないが、未実施である。 (56福児母第990号7(3))	9
➤ 消防計画を作成していないので是正すること。 ◇ 非常災害に対する具体的な計画(消防計画)を策定しなければならないが、作成していない。 (56福児母第990号3(2))	9
➤ その他 ◇ 保育従事者のうち必要な有資格者が配置されていないので是正すること。 ◇ 職員の健康診断が実施されていないので是正すること。 ◇ 乳幼児の避難に適した設備等を適切に設けること。 等	93 (延べ)
合計(延べ)	218

【根拠法令等】

* 56福児母第990号

＝昭和57年6月15日56福児母第990号「認可外保育施設に対する指導監督要綱」第3条により定める「認可外保育施設指導監督基準」

エ 幼保連携型認定こども園

実地検査を行った2施設とも何らかの文書指摘を受けています。「消火訓練を毎月実施すること」、「苦情の対応策を講じること」、「事故報告を行うこと」等について指摘されています。

オ 認可外保育施設の居宅訪問型保育事業(個人)

集団指導で効果測定を行った460事業者のうち、409事業者が何らかの文書指摘を受けています。その409事業者のうち、353事業者が「救命講習を定期的に受講していないので是正すること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘事業者数
➤ 救命講習を定期的に受講していないので是正すること。 ◇ 居宅訪問型保育事業者は、事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう、実技講習を定期的に受講しなければならないが、実技を伴う救命講習を受講していない。 (56福児母第990号7(8))	353
➤ 保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していないので是正すること。 ◇ 居宅訪問型保育に従事する者は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了したものでなければならないが、提出された資料からは、必要な資格(又は研修の受講)の確認ができなかった。 (56福児母第990号1(3))	171
➤ その他 ◇ 調理、調乳に携わる職員の検便が実施されていないので是正すること。 ◇ 乳幼児突然死症候群の予防への配慮が不足しているので是正すること。 ◇ 職員の健康診断を受けていないので是正すること。 等	220 (延べ)
合計(延べ)	744

【根拠法令等】

* 56福児母第990号

＝昭和57年6月15日56福児母第990号「認可外保育施設に対する指導監督要綱」第3条により定める「認可外保育施設指導監督基準」

(3) 指導事例

ア 認可保育所

(在籍児に見合う面積を確保すること。)

- 認可保育所は、在籍児に見合う基準面積を下回ってはなりません。
- しかしながら、東京都の実地検査において、認可時にはなかった棚やピアノ等を設置したために、在籍児に見合う面積が不足している事例が確認されました。可動式の棚であっても、常時保育室内に置いてある場合は、有効面積から除外されますので、注意が必要です。
- こうした事例に対して都は、在籍児に見合う基準面積を確保するよう指導をしています。

【根拠法令等】

*平成24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第41条

*平成10年3月31日9福子推第1047号「保育所設置認可等事務取扱要綱」第2-3

イ 認可外保育施設

(窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に不用意に置かれていないか等について定期的な点検が行われていないので是正すること。)

- 認可外保育施設は、窒息の可能性のある玩具や小物が保育環境下に不用意に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的 to 実施しなければなりません。
- しかしながら、東京都の立入調査において、保育室内及び園庭内の点検を定期的 to 実施されていない事例が確認されました。
- こうした事例に対して都は、保育室内及び園庭内の点検を定期的 to 実施することを指導しています。

【根拠法令等】

*昭和57年6月15日56福児母第990号「認可外保育施設に対する指導監督要綱」第3条により定める「認可外保育施設指導監督基準」7(8)

(4) 認可保育所・認証保育所・認可外保育施設講習会

- 東京都では、保育行政の適正かつ円滑な実施を確保するため、実地検査による指導に加え、講習会形式による指導を認可保育所、認証保育所及び認可外保育施設を対象として年1回ずつ開催しています。
- 講習会では、制度改正や施策の紹介、過去の指導事例等についての講義を行うほか、保育所運営に必要な労働基準法や消防法に関する情報提供も行っています。
- 各保育所においては、東京都の条例や実施要綱、その他関係法令・例規等を理解し、適切な施設運営及び保育の質の向上を図るための機会として活用してください。
- なお、令和3年度はホームページに説明動画及び資料を掲載し、各自で視聴してもらう形式で実施しました。
- 講習会資料については東京都福祉保健局のホームページ（福祉保健の基盤づくり＞社会福祉法人・施設等の指導検査＞保育施設の指導検査について＞令和4年度保育所講習会資料）に掲載しています。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/hoikushisetsukensa/index.html>

種別	主な内容
認可保育所	・指導検査の概要及び主な指摘事例等 ・保育施設の防火防災対策 ・労働基準法のあらまし等 ・保育所における交通安全対策等
認証保育所	・立入調査の概要及び主な指摘事例等 ・東京都認証保育所の運営について ・保育施設の防火防災対策 ・交通安全情報
認可外保育施設	・立入調査の概要及び主な指摘事例等 ・認可外保育施設の運営について ・保育施設の防火防災対策 ・交通安全情報

(5) 認可外保育施設に対する巡回指導体制の強化

- 東京都では、平成28年度における「待機児童解消に向けた緊急対策」において、認可外保育施設の保育サービスの質の向上を図り、児童と保護者の安全・安心を確保するため、「巡回指導チーム」の編成により指導体制を強化することとし、平成29年3月から巡回指導を開始しています。
- 巡回指導は、届出内容や保育内容等のうち、職員配置、食事や午睡時の保育、衛生面等を中心に指導・助言しています。また、巡回指導の結果については、立入調査等に活用しています。
- 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して実施しました。

巡回指導実施状況（令和3年4月から令和4年3月）

対象数(a) (R3.4.1 現在)	巡回指導数		実施率 (b/a)
	(b)	うち通告なし	
1, 061	278	10	26. 2%

※ 対象数は、認証保育所、家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業を除く認可外保育施設の届出数
 ※ 巡回指導未実施施設には、電話指導を実施

主な指導事項

- ・ 構造設備等に危険な箇所がある。（物の落下防止策の不備等）
- ・ 保育室や調理室及び便所等設備、寝具や遊具の衛生の確保が不十分
- ・ 施設及びサービスに関する内容の見やすい場所への掲示が不十分
- ・ 保育室内の定期的な点検が行われていない。
- ・ 関係機関への緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていない。

(6) 認可外保育施設職員テーマ別研修

- 東京都では、認可外保育施設（認証保育所等を含む）向けの研修として、保育理論や事故防止等のテーマ別研修を、公益財団法人東京都福祉保健財団に委託して実施しています。令和3年度は6, 025名が受講しました。

(参考)

令和3年度 特定教育・保育施設に対する区市町村による実地指導等の実績

- 子ども・子育て支援法の施行（平成27年4月1日）に伴い、区市町村は、同法第14条に基づき、「特定教育・保育施設」に対し、特定教育・保育の提供や各自治体の条例で定める運営基準、給付費等の請求等に関する事項について、指導監督を実施しています。
- 「特定教育・保育施設」には、認可保育所及び認定こども園が含まれます。
- 指導監督の方法には、「特定教育・保育施設」の設置者等を一定の場所に集めて行う「集団指導」と、区市町村が、運営基準の遵守状況等を確認するために必要となる関係書類の閲覧や関係者との面談等により行う「実地指導」があります。

ア 実地指導の実施状況

	対象数 (a)	実地指導数 (b)	実施率 (b/a)
特定教育・ 保育施設	3, 517	1, 286	36. 6%

※対象数及び実地指導数については、島しょ部に所在する施設、八王子市及び児童相談所設置市に所在する施設を含みます。

※対象数及び実地指導数については、「幼稚園型認定こども園」及び「地方裁量型認定こども園」を含みません。

イ 集団指導の実施状況

延べ実施回数	主な内容
34 回	指導検査の概要 検査で指摘の多かった項目に関する内容 等

12 その他の施設等

（無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設、婦人保護施設）

東京都では、その他、無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設、婦人保護施設に対して指導検査を行っています。

無料低額宿泊所は、社会福祉法第2条第3項第8号に定める「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行う施設です。

無料低額宿泊所の142か所を対象に、社会福祉法第70条に基づき、東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例その他関係法令通知による指導事項について指導検査を実施しています。

また、同じく社会福祉法第70条に基づき、効率的かつ効果的な指導検査を行う観点から、複数施設を運営する法人等に対する本部事務所での検査も行っています。

日常生活支援住居施設は、無料低額宿泊所のうち、生活保護法に規定する被保護者ごとに個別支援計画を策定し、当該計画に基づき個別的・専門的な日常生活上の支援を行う施設として、その支援の実施に必要な人員を配置するなど一定の要件を満たす施設です。

日常生活支援住居施設の29か所を対象に、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令第24条に基づき指導検査を実施しています。

婦人保護施設は、要保護の女性を保護し、入所者に対し、健全な環境の下で自立した社会生活を送ることができるよう支援する施設です。

婦人保護施設の5か所を対象に、社会福祉法第70条に基づき指導検査を実施しています。

(1) 令和3年度 検査実施状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、一部の施設（全体の27.3%に当たる48施設）に対して実地検査を行いました。

（単位：施設）

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率(b/a)
無料低額宿泊所	142	31	16	21.8%
日常生活支援住居施設	29	17	7	58.6%
婦人保護施設	5	—	—	—
計	176	48	23	27.3%

(2) 主な指摘事項

ア 無料低額宿泊所

実地検査を行った31設のうち16施設が何らかの文書指摘を受けています。その16施設のうち、7施設が「運営規程を公表すること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘 施設数
➤ 運営規程を公表すること。 ◇ 事業実施の透明性を担保する観点から、インターネットの利用により運営規程を公表しなければならないが、公表していない。 (都条例第24条第2項、都要領第1章第4-11)	7
➤ 入居者の意向確認及び関係機関との協議の結果を記録すること。 ◇ 居室の利用その他のサービスの提供に関する契約の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、福祉事務所その他の都又は区市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議し、その結果を記録しなければならないが、入居者の意向確認及び関係機関との協議の結果を記録していない。 (都条例第15条第4項、都要領第1章第4-3(4))	4

➤ 毎会計年度終了後三月以内に、収支の状況に係る書類を公表すること。 ◇ 事業実施の透明性を担保する観点から、インターネットの利用により毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならないが、公表していない。 (都条例第24条第2項、都要領第1章第4-11)	4
➤ 苦情対応のための窓口の設置その他の必要な措置を講じること。 ◇ 入所者からのサービスの提供に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口の設置のほか、苦情の対応の手順等無料低額宿泊所における苦情に対応するために講ずる措置の概要を明確にし、入所者へサービスの内容等を説明する文書に記載するとともに、当該無料低額宿泊所内に掲示しなければならないが、掲示していない。 (都条例第27条第1項、都要領第1章第4-14)	3
➤ 契約を更新する場合は文書により締結すること。 ◇ 契約を更新する場合は、文書により締結しなければならないが、契約の更新に当たり文書により締結していない。 (都要領第1章第4-3-(4))	3
➤ 入居者の見やすい場所に、入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示すること。 ◇ 事業の適正な実施と、入居者等のサービスの選択に資する観点から、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならないが、掲示していない。 (都条例第24条第1項、都要領第1章第4-11)	3
➤ やむを得ない事情が無い場合は、1日に1回の頻度で、入居者に入浴の機会を提供すること。 ◇ やむを得ない事情が無い場合は、1日に1回の頻度で、入居者に入浴の機会を提供しなければならないが、やむを得ない事情が無いにも関わらず、入浴のスケジュールを隔日としていた。 (都条例第19条、都要領第1章第4-6(2))	3
➤ その他 ◇ 設備は、入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものにする。 ◇ 入居者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じること。 等	8 (延べ)
合計(延べ)	35

【根拠法令等】

* 都条例

＝令和元年12月25日東京都条例第81号「東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」

* 都要領

＝令和2年3月24日31福保生保第1684号「東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例等施行要領」

イ 日常生活支援住居施設

実地検査を行った17施設のうち、7施設が何らかの文書指摘を受けています。この7施設のうちの6施設が「6か月に1回以上、個別支援計画の見直しを行うこと」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
➤ 6か月に1回以上、個別支援計画の見直しを行うこと。 ◇ 日常生活支援住居施設における生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況把握を行うとともに、少なくとも6か月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行わなければならないが、6か月に1回以上の見直しに関し、期限までに行われていない。 (要件省令第15条第10項、要件通知第4-3(2)エ)	6
➤ 個別支援計画は生活支援提供責任者が作成すること。 ◇ 日常生活支援に係る個別支援計画は生活支援提供責任者が作成しなければならないが、個別支援計画の作成者欄に生活支援員の氏名のみが記載され、生活支援提供責任者の氏名の記載が無いものが確認された。 (要件省令第15条第1項)	1
合計(延べ)	7

【根拠法令等】

* 要件省令

＝令和2年3月27日厚生労働省令第44号「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」

* 要件通知

＝令和2年3月27日社援発0324第3号「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について」

(3) 指導事例

ア 無料低額宿泊所

(運営規程を公表すること。)

- 無料低額宿泊所は、運営規程を公表しなければなりません。
- しかしながら、公表していない事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、事業実施の透明性を担保する観点から、インターネットの利用により公表するよう、指導しています。

(参考) ホームページ等を所有していない法人から希望があった場合には、東京都福祉保健局のホームページ内で、当該施設の「運営規定」及び「収支の状況に係る書類」を公表しています。

【根拠法令等】

- * 令和元年12月25日東京都条例第81号「東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」第24条第2項
- * 令和2年3月24日31福保生保第1684号「東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例等施行要領」第1章第4-11

イ 日常生活支援住居施設

(6か月に1回以上、個別支援計画の見直しを行うこと。)

- 日常生活支援住居施設における生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況把握を行うとともに、少なくとも6か月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行わなければなりません。
- しかしながら、6か月に1回以上の見直しに関し、期限までに行われていないものが見受けられました。
- こうした事例に対して都は、6か月以内に個別支援計画の見直しを行うよう、指導しています。

【根拠法令等】

- * 令和2年3月27日厚生労働省令第44号「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」第15条第10項
- * 令和2年3月27日社援発0324第3号「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について」第4-3(2)エ